

# 高齢者虐待防止のための指針

合資会社あつまろ会

## 基本的考え方

この指針は、合資会社あつまろ会が開設する事業所（訪問介護ステーションくわの美、デイサービスくわの美、居宅介護支援事業所スクラム・テン・有料老人ホームあつまろ館）に係る虐待を防止するための体制を整備することにより、利用者の権利を擁護するとともに、利用者が介護サービス等を適切に利用できるように支援することを目的とする。

## 虐待の定義

### (1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴力を加えること。

また正当な理由もなく身体を拘束すること。

### (2) 介護・世話の放任

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。

### (3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他利用者に心理的外傷を与える言動を行うこと。

### (4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。

### (5) 経済的虐待

契約者の同意なしに金銭を使用する、または契約者が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

## 虐待防止にための具体的措置

### (1) 苦情処理の徹底

事業所内における高齢者虐待を防止するため、利用者及びその家族等からの苦情について、真摯に受け止め、これを速やかに解決できるよう体制を整備する。

## (2) 虐待防止検討委員会の設置

- ・虐待発生防止に努める観点から「虐待防止検討委員会」(以下「委員会」という。)となる。
- ・委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。
- ・委員会は定期的（年2回）かつ必要に応じて担当者が招集する。
- ・委員会は、次のような内容について協議するが、詳細は担当者が定める。
  - \* 虐待防止のための職員研修の内容等に関すること。
  - \* 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
  - \* 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法等に関すること。
  - \* 虐待等が発生した場合、その発生原因の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
  - \* 再発防止策を講じた際に、その効果および評価に関すること。

## (3) 職員研修の実施

- ・職員に関する虐待防止のための研修内容は、虐待の防止に関する基礎的内容等（適切な知識の普及・啓発）と併せ、事業所における虐待防止の徹底を図るものとする。
- ・具体的には、次のプログラムにより実施する。
  - \* 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
  - \* 高齢者権利擁護事業及び成年後見人制度の理解
  - \* 虐待の種類と発生リスクの事前理解
  - \* 早期発見・事実確認と報告等の手順
  - \* 発生した場合の改善策
- ・研修の開催は、年1回以上とし、新規採用時には必ず実施する。
- ・研修の実施内容については、出席者、研修資料、実施概要等を記録し、電磁的記録（デジタルデータ）等により保存する。

## (4) その他の取組

- ・提供する居宅サービスの点検と、虐待に繋がりかねない不適切なケアの発見・改善
- ・職員のメンタルヘルスに関する組織的な関与
- ・本指針等の定期的な見直しと周知

## 職員の責務

職員は、家庭内における高齢者虐待は外部からの把握が難しいことを認識し、日頃から虐待の早期発見に努める。また、サービス提供先において、虐待を受けたと思われる高齢者を発

見した場合は担当者に報告し、担当者は速やかに市町村へ報告しなければならない。

## **指針の閲覧**

「高齢者虐待防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようとする。

## **附則**

本指針は、令和6年4月1日から施行する。